岩手県高等学校体育連盟選手強化委員会規程

(名 称)

第1条 この会は、岩手県高等学校体育連盟選手強化委員会(以下「選手強化委員会」という。)と称し、 事務局を岩手県高等学校体育連盟(以下「県高体連」という。)におく。

(目的)

第2条 選手強化委員会は、岩手県高等学校生徒の選手強化対策について会長から諮問された事項を検討 し、答申することを目的とする。

(構 成)

第3条 選手強化対策委員会には、会長から委嘱された次の委員をもって構成する。

委員長(1名)

副委員長(1名)

委 員(若干名)

(委員の任務)

第4条 委員長は、選手強化委員会を代表し議長となり、会務を統括する。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。

委員は、選手強化委員会を構成し、諮問事項を審議する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(経費)

第6条 選手強化対策委員会にかかわる経費は、県高体連の経費をもって充てる。

附 則

この規程は、平成12年4月18日から施行する。